

条件付契約基準価格制度の導入について

建設工事の品質確保と適正な契約履行のため、低価格で落札された工事については、一定の条件を付した上で契約を締結することとします。

1 契約の条件

入札の結果、条件付契約基準価格未満で落札者となった者は、当該工事の施行期間中、主任(監理)技術者及び現場代理人とは別に当該工事の主任技術者となり得る資格を有する専任の担当技術者(以下「担当技術者」という。)1人を定め、当該工事現場に配置しなければなりません。

この場合、その配置される技術者は、当該建設業者との間に直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係がある者としてします。ただし、伊勢市内に所在地を置く建設業者の場合は、伊勢市の技術者名簿に登載されている者としてします。

また税込予定価格 2500 万円以上の工事については、主任(監理)技術者と現場代理人の兼任は認めません。

工期途中での担当技術者の変更は原則認めません。

(具体的手続き)

入札者は、条件付契約基準価格未満の額で入札する場合、必ず配置予定技術者届に担当技術者を記載する。予定価格 2,500 万円以上の工事については、主任技術者・現場代理人・担当技術者は全て別の者を記載すること。

市は、落札候補者となった者について、通常主任(監理)技術者及び現場代理人に加え入札書に添付された配置予定技術者届に記載されている担当技術者の資格雇用関係(名簿登録)、及びその者が他の工事に配置されていないかを確認する。

確認の結果、適当と判断された場合、その落札候補者を落札者とする。

確認の結果、担当技術者の配置が不可と判断された場合や、配置予定技術者届に担当技術者の記載がない場合等は、その者は落札者とはならず、次順位の者が落札候補者となる。

2 条件付契約基準価格

予定価格の 80%の額(千円未満切捨て)

3 対象工事

平成 21 年 6 月 1 日以降に「要件付一般競争入札」として入札公告を行う建設工事
(その旨を入札公告に明記します。)

4 条件が満たされていない場合の措置等

上記契約の条件が満たされていない(主任(監理)技術者現場代理人及び担当技術者が

適正に配置されていない。)と判断された場合には、書面により注意します。
 その後においても改善がなされない場合は、「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」に基づいた措置を講じることとします。

参考 伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領 別表第1

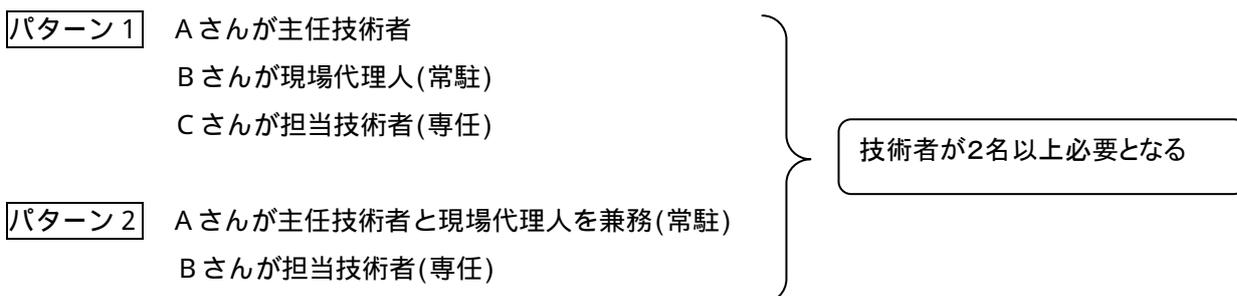
(契約違反)

4 第2号に掲げる場合のほか市発注工事等の施行に当たり契約に違反し契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上6か月以内 (第8条第2項(1)適用は1.5倍とする。)
---	--------------------------------------

例)

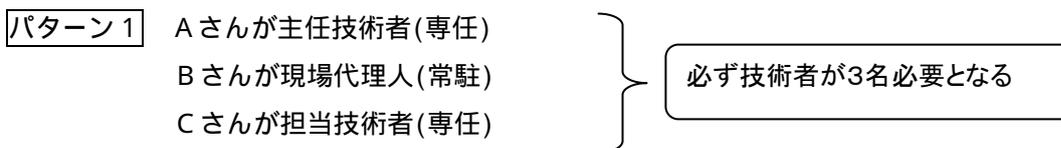
予定価格1,000万円の工事で、790万円(79%)で入札し、落札者となった場合

・・・担当技術者は、主任技術者・現場代理人と兼務不可



予定価格3,200万円の土木工事で、2,528万円(79%)で入札し、落札者となった場合

・・・予定価格2,500万円以上なので、担当技術者、主任技術者、現場代理人の兼務不可



伊勢市条件付契約基準価格制度実施要領

1 目的

低価格で落札された建設工事については、落札者に対し、その現場に配置する技術者を増員して現場管理体制を強化するよう求めることにより、建設工事の品質の確保と適正な契約履行の担保を図ろうとするものである。

2 対象工事

予定価格130万円を超える建設工事のうち、要件付一般競争入札により落札者を決定するもの

3 条件付契約基準価格

建設工事ごとに定める条件付契約基準価格(工事の現場に配置する技術者の増員等を求める基準となる価格をいう。以下同じ。)は、予定価格の80%の額(千円未満切捨て)とする。

4 条件付契約落札者の義務

(1)建設工事ごとに定める条件付契約基準価格未満の価格で入札し、落札者となった者は、次の条件により契約を締結しなければならない。

当該工事の施工中その現場に、主任(監理)技術者及び現場代理人とは別に1名(共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかに属する者とする。)を追加して専任で配置しなければならない。

その配置される者(以下、担当技術者という。)は、入札参加申込時に当該建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、三ヶ月以上継続している者をいう。)がある者でなければならない。ただし、伊勢市内に所在地を置く建設業者にあっては、技術職員等名簿に登録されている者でなければならない。

担当技術者の有する資格は、当該工事の主任技術者となり得る者とする。

税込予定価格2,500万円以上の工事については、主任(監理)技術者と現場代理人の兼務は認めない。

(2)対象工事においては、入札参加資格要件として、(1)に定める事項を明記するものとする。

5 落札者の決定手続

(1)条件付契約基準価格以下の価格で入札し、落札候補者となった場合、配置技術者の確認のため落札を保留する。

(2)入札書に添付された配置予定技術者届に記載されている技術者の資格及びその者が他の工事へ配置されていないことを確認するものとする。

(3) (2)による確認の結果、技術者の配置が不可と判断された落札候補者は落札者となれず、次順位の者が落札候補者となる。

(4) (2)による確認の結果適当と判断された場合、その者を落札者とする。

6 担当技術者の変更

工期途中での担当技術者の変更は原則認めない。ただし、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない理由がある場合は、監督員が認めたときに限り例外的に認めることとする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。